



1) 組合員または被扶養者が亡くなられたとき

1 | 組合員が亡くなられたときの手続

提出書類：一般組合員資格（取得・喪失）届書〔用紙No本人1〕
添付書類：組合員証等、死亡診断書の原本または死体埋火葬許可証の写し
その他：被扶養者がいる場合は被扶養者関係書類の提出をしてください。

- ・組合員が亡くなられたときは、組合員および被扶養者の資格がなくなります。「一般組合員資格喪失届書」に組合員証等、死体埋火葬許可書（写）または死亡診断書（原本）等を添付し、所属所を通じて資格担当に提出してください。被扶養者がいる場合は、「被扶養者申告書（回収）〔用紙No扶養1〕」と被扶養者証等を併せて提出してください。
- ・各種給付金が支給されますので、請求手続をしてください。
- ・受給要件に該当する遺族がいる場合は、遺族年金が支給されます（P41参照）。

2 | 被扶養者が亡くなられたときの手続

提出書類：被扶養者申告書（認定取消）〔用紙No扶養1〕
添付書類：被扶養者証等、死亡診断書の原本または死体埋火葬許可証の写し
その他：当該被扶養者が配偶者の場合、国民年金第3号被保険者関係届

- ・被扶養者が亡くなられたときは、被扶養者としての資格がなくなりますので、「被扶養者申告書（認定取消）」に被扶養者証等、死体埋火葬許可書（写）または死亡診断書（原本）等を添付し、所属所を通じて資格担当に提出してください。被扶養者が国民年金第3号被保険者の場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」を併せて提出してください。
- ・各種給付金が支給されますので、請求手続をしてください。

2) 受けられる給付について（埋葬料・支払未済）

1 | 埋葬料（家族埋葬料）・同附加金

	埋葬料・同附加金	家族埋葬料・同附加金
支給要件	(1) 組合員が公務によらないで死亡したとき (2) 資格喪失後3か月以内に死亡したとき ^{※1}	当共済組合の被扶養者として認定されている者が死亡したとき
受給権者	被扶養者 (被扶養者がいないときは、実際に葬儀を行った者)	組合員
支給額	埋葬料・家族埋葬料……50,000円	同附加金………25,000円 ^{※2}
請求手続	所属所を経由して請求(任意継続組合員の場合は直接短期給付担当に請求)してください。	

※1 他の健康保険に加入していた場合は対象外です。
 ※2 資格喪失後の場合は支給されません。

2 | 支払未済の給付

組合員が受給できる給付（高額療養費など）を受けないで死亡したときは、組合員の死亡当時、生計をともにしていた者にその給付金が支払われます。

受給権者	(1) 組合員の死亡当時、組合員と生計をともにしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、またはこれらの者以外の三親等以内の親族（甥姪、曾祖父母、叔伯父母等） (2) 給付を受ける順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、三親等内の親族です。 (3) 給付を受けるべき同順位者が複数いるときは、そのうちどなたが請求者になっても差し支えありません。
請求手続	所属所を経由して請求（任意継続組合員の場合は直接短期給付担当に請求）してください。
その他	組合員と請求者の住所が異なる場合、組合員と生計をともにしていた者がいない場合は、短期給付担当にご連絡ください。